

課 消 2 - 4  
課 個 2 - 8  
課 法 5 - 18  
課 審 8 - 9  
徴 管 2 - 25  
査 調 2 - 10  
令和 4 年 4 月 1 日

各 国 税 局 長  
沖 縄 国 税 事 務 所 長  
各 税 関 長  
沖 縄 地 区 税 関 長  
殿

国 税 庁 長 官  
( 官 印 省 略 )

消費税法基本通達等の一部改正について (法令解釈通達)

消費税法基本通達 (平成 7 年 12 月 25 日付課消 2 - 25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」(法令解釈通達) の別冊) 等を下記のとおり改正したから、これによらるたい。

(理由)

消費税法関係法令の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るものである。

記

- 1 消費税法基本通達について、別紙 1 「消費税法基本通達新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。
- 2 平成 7 年 12 月 25 日付課消 2 - 26 ほか 4 課共同「消費税法関係申告書等の様式の制定について」(法令解釈通達) について、別紙 2 「『消費税法関係申告書等の様式の制定について』(法令解釈通達) 新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。  
なお、改正後の第 28-(10)号様式及び第 28-(11)号様式は、令和 4 年 12 月 31 日以後終了する課税期間に係るものから、改正後の第 11 号様式は、令和 5 年 1 月 1 日以後の納税地の異動からこれによる。

- 3 昭和 41 年 10 月 21 日付間消 1－132 ほか 1 課共同「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の取扱通達の全部改正について」（法令解釈通達）について、別紙 3 「『輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の取扱通達の全部改正について』（法令解釈通達）新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。
  
- 4 平成 8 年 4 月 1 日付課消 2－8 「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（法令解釈通達）について、別紙 4 「『外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて』（法令解釈通達）新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のとおり改める。

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後		改 正 前	
用語の意義		用語の意義	
消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。		消費税法基本通達において次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。	
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
国外事業者	法第 2 条第 1 項第 4 号の 2 《定義》に規定する国外事業者をいう。	国外事業者	法第 2 条第 1 項第 4 号の 2 《定義》に規定する国外事業者をいう。
<u>通算子法人</u>	<u>法第 2 条第 12 号の 7 《定義》に規定する通算子法人をいう。</u>	<u>連結子法人</u>	<u>法第 2 条第 12 号の 7 の 3 号《定義》に規定する連結子法人をいう。</u>
<u>通算法人</u>	<u>法第 2 条第 12 号の 7 の 2 《定義》に規定する通算法人をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>通算親法人</u>	<u>法第 2 条第 12 号の 6 の 7 《定義》に規定する通算親法人をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>通算完全支配関係</u>	<u>法第 2 条第 12 号の 7 の 7 《定義》に規定する通算完全支配関係をいう。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
資産の譲渡等	法第 2 条第 1 項第 8 号 《定義》に規定する資産の譲渡等をいう。	資産の譲渡等	法第 2 条第 1 項第 8 号 《定義》に規定する資産の譲渡等をいう。
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
(課税期間の特例適用法人等が解散した場合の課税期間)		(課税期間の特例適用法人等が解散した場合の課税期間)	
3-2-3 内国法人 ( <u>通算子法人を除く。以下 3-2-3 において同じ。</u> ) が課税期間の中途において解散 ( <u>合併による解散を除く。以下 3-2-3 において同じ。</u> ) した場合には、当該解散した内国法人の課税期間は、その		3-2-3 内国法人 ( <u>連結子法人を除く。以下 3-2-3 において同じ。</u> ) が課税期間の中途において解散した場合には、当該解散した内国法人の課税期間は、その事業年度開始の日から法第 14 条第 1 項第 1 号《解散の場	

改 正 後	改 正 前
<p>事業年度開始の日から法第 14 条第 1 項第 1 号《<u>解散の場合の事業年度の特例</u>》に規定する解散の日までの期間となり、当該課税期間の翌課税期間は、当該解散の日の翌日からその事業年度終了の日（同日までに残余財産が確定した場合は、その確定した日）までの期間となることに留意する。この場合において、当該解散した内国法人が法第 19 条第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2 《課税期間の特例》の規定の適用を受けているときの課税期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の期間となることに留意する。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第 19 条第 1 項第 4 号の 2 の規定の適用を受けている場合 その期間が 1 月を超える場合は 1 月ごとに区分した各期間（最後に 1 月未満の期間を生じたときは、その 1 月未満の期間）</p> <p>(注) 1 <u>法第 14 条第 1 項第 6 号から第 9 号まで《事業年度の特例》に掲げる事実が生じた法人について、その事業年度が当該各号に定める日に終了し、これに続く事業年度が同日の翌日から開始する場合においても同様である。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p><b>(更生会社等の課税期間)</b></p> <p>3-2-4 <u>会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下 3-2-4 において「更生特例法」という。）の適用を受けている法人（以下 3-2-4 において「更生会社等」という。）で更生手続開始の決定があったもの</u>の事業年度は、会社更生法第 232 条第 2 項《事業年度の特例》又は更生特例法第 148 条の 2 第 2 項若しくは第 321 条の 2 第 2 項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日。以下 3-2-4 において同じ。）に終了するのであるから、法第 19 条《課税期間》に規定する課税期間の末日は、当該更生計画認可の時となることに留意する。</p>	<p>合の<u>みなし事業年度</u>》に規定する解散の日までの期間となり、当該課税期間の翌課税期間は、当該解散の日の翌日からその事業年度終了の日（同日までに残余財産が確定した場合は、その確定した日）までの期間となることに留意する。この場合において、当該解散した内国法人が法第 19 条第 1 項第 4 号又は第 4 号の 2 《課税期間の特例》の規定の適用を受けているときの課税期間は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の期間となることに留意する。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第 19 条第 1 項第 4 号の 2 の規定の適用を受けている場合 その期間が 1 月を超える場合は 1 月ごとに区分した各期間（最後に 1 月未満の期間を生じたときは、その 1 月未満の期間）</p> <p>(注) 1 <u>内国法人が法第 14 条第 1 項第 22 号《継続》に掲げる場合又は外国法人が同項第 23 号、第 24 号若しくは第 25 号《みなし事業年度》に掲げる場合に該当し、当該各号に掲げる期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなされた場合においても同様である。</u></p> <p>2 (同左)</p> <p><b>(更生会社等の課税期間)</b></p> <p>3-2-4 <u>更生会社等</u>(会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下 3-2-4 において「更生特例法」という。）の適用を受けている法人をいう。以下 3-2-4 において同じ。)の事業年度は、会社更生法第 232 条第 2 項《事業年度の特例》又は更生特例法第 148 条の 2 第 2 項若しくは第 321 条の 2 第 2 項《事業年度の特例》の規定により、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日。以下 3-2-4 において同じ。）に終了するのであるから、法第 19 条《課税期間》に規定する課税期間の末日は、当該更生計画認可の時となることに留意する。</p> <p>なお、更生手続が終了したときの、その終了の日とは、次に掲げる日</p>

改 正 後	改 正 前
<p>なお、更生手続が終了したときの、その終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(注) <u>1</u> 更生計画の認可決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第 239 条《更生手続終結の決定》（更生特例法第 153 条若しくは第 326 条《更生手続終結の決定》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の終結の決定又は会社更生法第 241 条《更生計画認可後の更生手続の廃止》（更生特例法第 155 条若しくは第 328 条《更生計画認可後の更生手続の廃止》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の廃止の決定とは関係なく、当該更生会社等の定款に定める事業年度の終了の日において終了することに留意する。</p> <p><u>2</u> <u>通算子法人に更生手続開始の決定があった場合であっても、当該通算子法人が当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度を通じて当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるときは、当該通算子法人の事業年度は、法第 14 条第 3 項《事業年度の特例》の規定により当該通算親法人の事業年度と同じ期間となることに留意する。</u></p> <p><b>(漁業権等の範囲)</b></p> <p>5-7-9 令第 6 条第 1 項第 8 号《漁業権等の所在地》に規定する「漁業権」又は「入漁権」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。）。</p> <p>(1) 漁業権 漁業法第 60 条第 1 項《漁業権の定義》に規定する定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。</p> <p>(2) 入漁権 漁業法第 60 条第 7 項《入漁権の定義》に規定する入漁権をいう。</p>	<p>をいうものとする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(注) 更生計画の認可決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第 239 条《更生手続終結の決定》（更生特例法第 153 条若しくは第 326 条《更生手続終結の決定》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の終結の決定又は会社更生法第 241 条《更生計画認可後の更生手続の廃止》（更生特例法第 155 条若しくは第 328 条《更生計画認可後の更生手続の廃止》の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の廃止の決定とは関係なく、当該更生会社等の定款に定める事業年度の終了の日において終了することに留意する。</p> <p><b>(漁業権等の範囲)</b></p> <p>5-7-9 令第 6 条第 1 項第 8 号《漁業権等の所在地》に規定する「漁業権」又は「入漁権」とは、次のものをいう（外国におけるこれらの権利を含む。）。</p> <p>(1) 漁業権 漁業法第 6 条第 1 項《漁業権の定義》に規定する定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。</p> <p>(2) 入漁権 漁業法第 7 条《入漁権の定義》に規定する入漁権をいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(非課税となる行政手数料等の範囲等)</p> <p>6-5-1 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人其他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託又は指定を受けた者が徴収する手数料等で法別表第一第5号イ及びロ《国、地方公共団体等が行う役務の提供》の規定により非課税となるのは、次のものであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下6-5-1において「独法等情報公開法」という。)第2条第1項《定義》に規定する独立行政法人等又は<u>個人情報保護に関する法律</u>(以下6-5-1において「個人情報保護法」という。)第2条第9項《定義》に規定する独立行政法人等のうち法別表第三に掲げる法人以外の法人が独法等情報公開法第17条第1項《手数料》又は<u>個人情報保護法第89条第3項《手数料》</u>若しくは第117条第3項《手数料》に基づき徴収する手数料又は利用料</p> <p>(注) 法別表第三に掲げる法人が独法等情報公開法第17条第1項《手数料》又は<u>個人情報保護法第89条第3項《手数料》</u>若しくは第117条第3項《手数料》に基づき徴収する手数料又は利用料は(1)ニ又はチに該当する。</p> <p>(輸出証明書等)</p> <p>7-2-23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明されたもの」又は租特法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p>	<p>(非課税となる行政手数料等の範囲等)</p> <p>6-5-1 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人其他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託又は指定を受けた者が徴収する手数料等で法別表第一第5号イ及びロ《国、地方公共団体等が行う役務の提供》の規定により非課税となるのは、次のものであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下6-5-1において「独法等情報公開法」という。)第2条第1項《定義》に規定する独立行政法人等又は<u>独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律</u>(以下6-5-1において「独法等個人情報保護法」という。)第2条第1項《定義》に規定する独立行政法人等のうち法別表第三に掲げる法人以外の法人が独法等情報公開法第17条第1項《手数料》又は<u>独法等個人情報保護法第26条第1項《手数料》</u>若しくは第44条の13第1項《手数料》に基づき徴収する手数料</p> <p>(注) 法別表第三に掲げる法人が独法等情報公開法第17条第1項《手数料》又は<u>独法等個人情報保護法第26条第1項《手数料》</u>若しくは第44条の13第1項《手数料》に基づき徴収する手数料は(1)ニ又はチに該当する。</p> <p>(輸出証明書等)</p> <p>7-2-23 法第7条第2項《輸出証明》に規定する「その課税資産の譲渡等が……、財務省令で定めるところにより証明されたもの」又は租特法規則第36条第1項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》に規定する「承認を受けた事実を証明する書類」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の帳簿又は書類となるのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) 法第7条第1項第1号《輸出免税》に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合</p> <p>イ 関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸出の許可を受ける貨物である場合（船舶又は航空機の貸付けである場合を除く。） 輸出許可書</p> <p>ロ～ト （省略）</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>（物品切手等の評価）</p> <p>10-1-9 次に掲げる資産を課税資産の譲渡等の対価として取得した場合には、それぞれ次に掲げる金額が当該課税資産の譲渡等の金額となる。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 定期金に関する権利又は信託の受益権 相続税法又は<u>財産評価基本通達</u>に定めるところに準じて評価した価額</p> <p>(3) （省略）</p> <p>11-3-11 <u>（削除）</u></p>	<p>(1) 法第7条第1項第1号《輸出免税》に掲げる輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けである場合</p> <p>イ 関税法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸出の許可を受ける貨物である場合（船舶又は航空機の貸付けである場合を除く。） 輸出許可書</p> <p><u>（注） 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第3条《情報通信技術活用法の適用》の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸出申告し、輸出の許可があったものにあつては、「輸出許可通知書（輸出申告控）」又は「輸出申告控」及び「輸出許可通知書」が輸出許可書に該当するものとする。</u></p> <p>ロ～ト （同左）</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>（物品切手等の評価）</p> <p>10-1-9 次に掲げる資産を課税資産の譲渡等の対価として取得した場合には、それぞれ次に掲げる金額が当該課税資産の譲渡等の金額となる。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 定期金に関する権利又は信託の受益権 相続税法又は<u>相続税評価通達</u>に定めるところに準じて評価した価額</p> <p>(3) （同左）</p> <p><u>（電子申告の場合の輸入の許可があつたことを証する書類）</u></p> <p>11-3-11 <u>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第3条《情報通信技術活用法の適用》の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して輸入申告したものについて、輸入の許可があつた場合における令第49条第5項第1号《課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等》に規定する輸入の許可があつたことを証す</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(消費税申告期限延長届出書を提出できる場合)</p> <p>15-2-8 法第45条の2第1項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定による消費税申告書(同項に規定する消費税申告書をいう。以下15-2-8において同じ。)の提出期限の延長を受けることができる法人は、延長届出書(同項に規定する延長届出書をいう。以下15-2-9までにおいて同じ。)を提出した法人で、法第75条の2第1項《確定申告書の提出期限の延長の特例》の規定の適用を受けた法人であって、法第60条第8項《国、地方公共団体等の申告期限の特例等》の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長される法人以外の法人に限られるのであるが、法第75条の2第1項(通算法人にあつては、同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する同条第1項)の提出期限の延長の処分を受けていない場合(同条第8項の規定(通算法人にあつては、同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する同条第8項の規定)により読み替えて準用する法第75条第5項《確定申告書の提出期限の延長》の規定によりみなされていない場合を含む。)であっても、当該延長届出書は提出できることに留意する。</p>	<p><u>る書類は、「輸入申告控」及び「輸入許可通知書」とする。</u></p> <p>(消費税申告期限延長届出書を提出できる場合)</p> <p>15-2-8 法第45条の2第1項《法人の確定申告書の提出期限の特例》の規定による消費税申告書(同項に規定する消費税申告書をいう。以下15-2-8において同じ。)の提出期限の延長を受けることができる法人は、延長届出書(同項に規定する延長届出書をいう。以下15-2-9までにおいて同じ。)を提出した法人で、法第75条の2第1項《確定申告書の提出期限の延長の特例》(法第144条の8《確定申告書の提出期限の延長の特例》)において準用する場合を含む。以下15-2-8において同じ。)の規定の適用を受けた法人であって、法第60条第8項《国、地方公共団体等の申告期限の特例等》の規定の適用により消費税申告書の提出期限が延長される法人以外の法人に限られるのであるが、法第75条の2第1項の提出期限の延長の処分を受けていない場合(同条第8項の規定により読み替えて準用する法第75条第5項《確定申告書の提出期限の延長》の規定によりみなされていない場合を含む。)であっても、当該延長届出書は提出できることに留意する。</p> <p>(注) <u>法第45条の2第2項の規定の適用についても同様である。</u></p>



## 「消費税関係申告書等の様式の制定について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p><b>2 納税地関係</b>  <u>法人の消費税異動届出書</u>            法第 25 条《<u>法人の納税地の異動</u>の届出》に規定する納税地の異動があつた旨の届出は、第 11 号様式の「消費税異動届出書」により行う。</p>	<p><b>2 納税地関係</b>            消費税異動届出書            法第 25 条《納税地の異動の届出》に規定する納税地の異動があつた旨の届出は、第 11 号様式の「消費税異動届出書」により行う。</p>

改正後

第10 - (3)号様式

消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

令和 年 月 日		(フリガナ)			
届出者	届納税地	(〒 - )			
		(電話番号 - - )			
	本店又は主たる事務所の所在地	(〒 - )			
		(電話番号 - - )			
名称及び代表者氏名		(フリガナ)			
税務署長殿		名称及び代表者氏名		(電話番号 - - )	
法人番号					
下記のとおり、消費税法第12条の3第1項の規定による特定新規設立法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。					
消費税の特定新規設立法人に該当することとなった事業年度開始の日		令和 年 月 日			
事業内容等		設立年月日 平成 年 月 日 事業年度 令和 年 月 日 至 年 月 日 事業内容			
特定新規設立法人の判定	イ 特定要件の判定	① 特定要件の判定の基礎となつた他の者	納税地等		
		氏名又は名称			
	② 保有割合	①の者が直接又は間接に保有する新規設立法人の発行済株式等の数又は金額	株 (円)	④	%
	③ 新規設立法人の発行済株式等の総数又は総額	株 (円)	④	%	%
ロ 基準期間に相当する期間の課税売上高	納税地等				
	氏名又は名称				
	基準期間に相当する期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		円		
上記イ④の割合が50%を超え、かつ、ロの基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円を超えている場合には、特定新規設立法人に該当しますので、この届出書の提出が必要となります。					
参考事項					
税理士署名		(電話番号 - - )			
寄附金控除整理欄	整理番号	部門番号	番号確認		
	届出年月日 年 月 日	入力処理 年 月 日	台帳整理 年 月 日		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第10 - (3)号様式

消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書

令和 年 月 日		(フリガナ)			
届出者	届納税地	(〒 - )			
		(電話番号 - - )			
	名称及び代表者氏名	(フリガナ)			
		税務署長殿		名称及び代表者氏名	
法人番号					
下記のとおり、消費税法第12条の3第1項の規定による特定新規設立法人に該当することとなったので、消費税法第57条第2項の規定により届出します。					
消費税の特定新規設立法人に該当することとなった事業年度開始の日		令和 年 月 日			
事業内容等		設立年月日 平成 年 月 日 事業年度 令和 年 月 日 至 年 月 日 事業内容			
特定新規設立法人の判定	イ 特定要件の判定	① 特定要件の判定の基礎となつた他の者	納税地等		
		氏名又は名称			
	② 保有割合	①の者が直接又は間接に保有する新規設立法人の発行済株式等の数又は金額	株 (円)	④	%
	③ 新規設立法人の発行済株式等の総数又は総額	株 (円)	④	%	%
ロ 基準期間に相当する期間の課税売上高	納税地等				
	氏名又は名称				
	基準期間に相当する期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		円		
上記イ④の割合が50%を超え、かつ、ロの基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円を超えている場合には、特定新規設立法人に該当しますので、この届出書の提出が必要となります。					
参考事項					
税理士署名		(電話番号 - - )			
寄附金控除整理欄	整理番号	部門番号	番号確認		
	届出年月日 年 月 日	入力処理 年 月 日	台帳整理 年 月 日		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。





改 正 後

第26-(3)号様式

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

令和 年 月 日		届出者		(フリガナ) 納 税 地 (〒 - - ) (電話番号 - - )	
		(フリガナ) 名 称 (屋号)		(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法人の場合) 本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 住 在 地 (電話番号 - - )	
_____ 税務署長殿		法 人 番 号 <small>※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。</small>		(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名	
		(フリガナ) 代 表 者 住 所 (電話番号 - - )			
下記のとおり、消費税法第42条第8項の規定の適用を受けることを取りやめたいので、消費税法第42条第9項の規定により届出します。					
①	この届出の適用開始 中間申告対象期間	自 平成	年 月 日	至 平成	年 月 日
②	①の中間申告対象 期間を含む課税期間	自 平成	年 月 日	至 平成	年 月 日
③	任意の中間申告書を提出する旨の 届出書の提出日	平成 年 年 日			
④	③の届出書により適用 を受けることとした最初の 中間申告対象期間	自 平成	年 月 日	至 平成	年 月 日
事業を廃止した日		令和 年 月 日			
		個人番号		<small>※ 事業を廃止した場合には記載 してください。</small>	
参考事項			税理士 署 名	(電話番号 - - )	
※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日
	通信日付印	確	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )
	年 月 日 認				

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第26-(3)号様式

任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書

令和 年 月 日		届出者		(フリガナ) 納 税 地 (〒 - - ) (電話番号 - - )	
		(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法人の場合) 本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 住 在 地 (電話番号 - - )		(フリガナ) 名 称 (屋号)	
_____ 税務署長殿		法 人 番 号 <small>※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。</small>		(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名	
		(フリガナ) 代 表 者 住 所 (電話番号 - - )			
下記のとおり、消費税法第42条第8項の規定の適用を受けることを取りやめたいので、消費税法第42条第9項の規定により届出します。					
①	この届出の適用開始 中間申告対象期間	自 平成	年 月 日	至 平成	年 月 日
②	①の中間申告対象 期間を含む課税期間	自 平成	年 月 日	至 平成	年 月 日
③	任意の中間申告書を提出する旨の 届出書の提出日	平成 年 年 日			
④	③の届出書により適用 を受けることとした最初の 中間申告対象期間	自 平成	年 月 日	至 平成	年 月 日
事業を廃止した日		令和 年 月 日			
		個人番号		<small>※ 事業を廃止した場合には記載 してください。</small>	
参考事項			税理士 署 名	(電話番号 - - )	
※ 税務署 処理欄	整理番号	部門番号			
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理 年 月 日
	通信日付印	確	番号 確認	身元 確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )
	年 月 日 認				

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第27-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地 (フリガナ) 名又は屋号	(電話番号 - - )
個人番号 又は法人番号 (フリガナ)	
代表者氏名 又は氏名	
一連番号	
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印確認	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他
身元確認	
指 導 年 月 日	相 談 区 分 1 区 分 2 区 分 3
令和	

自 平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書  
 至 平成 年 月 日  
 ( 中間申告 自 平成 年 月 日 )  
 の場合の  
 対象期間 至 平成 年 月 日 )

この申告書による消費税の税額の計算		この申告書による地方消費税の税額の計算	
課税標準額 ①	0 0 0	課税標準額 ①	0 0 0
消費税額 ②		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ④	
控除適大調整税額 ③		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑤	
控除対象仕入税額 ④		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑥	
返還等対応に係る税額 ⑤		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑦	
税額 ⑥		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑧	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑨	
控除不足還付税額 (⑦-⑧)		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑩	
差引税額 (②+③-④)	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑪	
中間納付税額 ⑩	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑫	
納付税額 (⑩-⑪)	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑬	
中間納付還付税額 (⑩-⑫)	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑭	
この申告書が修正申告である場合の差引納付税額 ⑭	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑮	
課税売上 ⑮		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑯	
課税売上 ⑯		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑰	
この申告書による地方消費税の税額の計算		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑱	
地方消費税の課税標準となる消費税額 ⑰		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑲	
差引税額 ⑱	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑳	
課税標準額 ⑲		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉑	
納付税額 ㉑	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉒	
中間納付課還前額 ㉒	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉓	
納付課還前額 (㉒-㉓)	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉔	
中間納付還付課還前額 (㉒-㉔)	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉕	
この申告書が修正申告である場合の差引納付課還前額 ㉕	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉖	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉗	

改 正 前

第27-(1)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地 (フリガナ) 名又は屋号	(電話番号 - - )
個人番号 又は法人番号 (フリガナ)	
代表者氏名 又は氏名	
一連番号	
申告年月日	令和 年 月 日
申告区分	指導等 庁指定 局指定
通信日付印確認	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他
身元確認	
指 導 年 月 日	相 談 区 分 1 区 分 2 区 分 3
令和	

自 平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書  
 至 平成 年 月 日  
 ( 中間申告 自 平成 年 月 日 )  
 の場合の  
 対象期間 至 平成 年 月 日 )

この申告書による消費税の税額の計算		この申告書による地方消費税の税額の計算	
課税標準額 ①	0 0 0	課税標準額 ①	0 0 0
消費税額 ②		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ④	
控除適大調整税額 ③		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑤	
控除対象仕入税額 ④		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑥	
返還等対応に係る税額 ⑤		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑦	
税額 ⑥		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑧	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑨	
控除不足還付税額 (⑦-⑧)		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑩	
差引税額 (②+③-④)	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑪	
中間納付税額 ⑩	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑫	
納付税額 (⑩-⑪)	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑬	
中間納付還付税額 (⑩-⑫)	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑭	
この申告書が修正申告である場合の差引納付税額 ⑭	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑮	
課税売上 ⑮		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑯	
課税売上 ⑯		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑰	
この申告書による地方消費税の税額の計算		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑱	
地方消費税の課税標準となる消費税額 ⑰		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑲	
差引税額 ⑱	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ⑳	
課税標準額 ⑱		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉑	
納付税額 ㉑	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉒	
中間納付課還前額 ㉒	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉓	
納付課還前額 (㉒-㉓)	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉔	
中間納付還付課還前額 (㉒-㉔)	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉕	
この申告書が修正申告である場合の差引納付課還前額 ㉕	0 0 0	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉖	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖		課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用 ㉗	

改 正 後

第27-(2)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	一連番号
(フリガナ) 名称又は番号	申告年月日
個人番号又は法人番号	申告区分
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	指導等 庁指定 局指定

自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日  
の場合の  
対象期間 至 平成 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額①	000	31	記事項
消費税額②		32	延払基準等の適用
買戻品に係る消費税額③		33	工事進行基準の適用
控除対象仕入税額④		34	現金主義会計の適用
返還等対償に係る税額⑤		35	課税標準額に対する消費税税額の計算の特例の適用
控除対象仕入税額⑥		10	区分 課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合%
控除税額小計⑦		37	第1種
控除不足額(控除税額小計の差引)⑧		38	第2種
差引税額⑨	00	39	第3種
中間納付税額⑩	00	42	第4種
納付税額⑪	00	43	第5種
中間納付還付税額⑫	00	44	第6種
この申告書既確定税額が修正申告である場合差引納付税額⑬	00	20	特別計算適用(令57③)
この課税期間の課税売上高⑭		21	区分 課税標準額 消費税額
基準期間の課税売上高⑮		22	3%分 千円 円
		23	4%分 千円 円
		24	6.3%分 千円 円
		25	4%分 地方消費税の課税標準となる消費税額 円
		26	6.3%分 円
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額⑰		51	適用する
差引税額⑱	00	52	銀行 本店・支店 本店・支店
還付額⑲		53	預金 口座番号
納税額⑳	00	54	ゆうちょ銀行の 記号と番号
中間納付還付額㉑	00	55	郵便局等
納付還付額(納付還付額と還付額との差)㉒	00	56	※税務署整理欄
中間納付還付還付額(納付還付額と還付額との差)㉓	00	57	税理士 名 (電話番号)
この申告書課税期間分が修正申告である場合差引納付還付額㉔	00	58	税理士法第30条の書面提出有
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額㉕		60	税理士法第33条の2の書面提出有

改 正 前

第27-(2)号様式

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	一連番号
(フリガナ) 名称又は番号	申告年月日
個人番号又は法人番号	申告区分
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	指導等 庁指定 局指定

自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書


(中間申告 自 平成 年 月 日  
の場合の  
対象期間 至 平成 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算			
課税標準額①	000	31	記事項
消費税額②		32	延払基準等の適用
買戻品に係る消費税額③		33	工事進行基準の適用
控除対象仕入税額④		34	現金主義会計の適用
返還等対償に係る税額⑤		35	課税標準額に対する消費税税額の計算の特例の適用
控除対象仕入税額⑥		10	区分 課税売上高(免税売上高を除く) 売上割合%
控除税額小計⑦		37	第1種
控除不足額(控除税額小計の差引)⑧		38	第2種
差引税額⑨	00	39	第3種
中間納付税額⑩	00	42	第4種
納付税額⑪	00	43	第5種
中間納付還付税額⑫	00	44	第6種
この申告書既確定税額が修正申告である場合差引納付税額⑬	00	20	特別計算適用(令57③)
この課税期間の課税売上高⑭		21	区分 課税標準額 消費税額
基準期間の課税売上高⑮		22	3%分 千円 円
		23	4%分 千円 円
		24	6.3%分 千円 円
		25	4%分 地方消費税の課税標準となる消費税額 円
		26	6.3%分 円
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額⑰		51	適用する
差引税額⑱	00	52	銀行 本店・支店 本店・支店
還付額⑲		53	預金 口座番号
納税額⑳	00	54	ゆうちょ銀行の 記号と番号
中間納付還付額㉑	00	55	郵便局等
納付還付額(納付還付額と還付額との差)㉒	00	56	※税務署整理欄
中間納付還付還付額(納付還付額と還付額との差)㉓	00	57	税理士 名 (電話番号)
この申告書課税期間分が修正申告である場合差引納付還付額㉔	00	58	税理士法第30条の書面提出有
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額㉕		60	税理士法第33条の2の書面提出有

改正後

第 28 - (10) 号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

		※順 号	
		※整理番号	
令和 年 月 日	納 税 地	(〒 - - ) (電話 - - )	
	(フリガナ)		
	氏 名		
税務署長	個 人 番 号		
下記のとおり、国税通則法第 23 条(消費税法第 56 条)及び地方税法附則第 9 条の 4 の規定により更正の請求をします。			
更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの課税期間	申告・更正・決定	
	令和 年 月 日付		
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等			
修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日		令和 年 月 日	

(請求額の明細)

区 分		正 当 と す る 額	
消 費 税 の 税 額 の 計 算	課 税 費 標 準 額 ①	000円	
	消 費 税 額 ②		
	控 除 過 大 調 整 税 額 ③		
	控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤	
		貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥	
		控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦	
	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧		
	差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	00	
	中 間 納 付 税 額 ⑩	00	
	納 付 税 額 (⑨-⑩) ⑪	00	
	中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑨) ⑫	00	
	こ の 請 求 前 の 既 確 定 税 額 ⑬		
地 方 消 費 税 の 税 額 の 計 算	地方消費税の課税標準となる消費税額	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑭	
	差 引 税 額 ⑮	00	
	譲 渡 還 付 額 ⑯		
	割 額 納 税 額 ⑰	00	
	中 間 納 付 譲 渡 割 額 ⑱	00	
	納 付 譲 渡 割 額 (⑱-⑰) ⑲	00	
	中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (⑱-⑰) ⑳	00	
こ の 請 求 前 の 既 確 定 譲 渡 割 額 ㉑			

還付される税金の受取場所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 票 所 協 同 農 協 本 所・支 所 _____ 預金 口座番号 _____	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____
	ハ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____	


添付書類	税 理 士 署 名
------	-----------

※税務署処理欄	通信日付印	年 月 日 確認	番号 確認	身元 確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	備考
---------	-------	----------	-------	--	----

改正前

第 28 - (10) 号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

		※順 号	
		※整理番号	
令和 年 月 日	納 税 地	(〒 - - ) (電話 - - )	
	(フリガナ)		
	氏 名		
税務署長	個 人 番 号		
下記のとおり、国税通則法第 23 条(消費税法第 56 条)及び地方税法附則第 9 条の 4 の規定により更正の請求をします。			
更正の請求の対象となる納税申告、更正、決定	平成 年 月 日から 平成 年 月 日までの課税期間	申告・更正・決定	
	令和 年 月 日付		
更正の請求をする理由、請求をするに至った事情等			
修正申告書提出年月日又は更正決定通知書受理年月日		平成 年 月 日	

(請求額の明細)

区 分		確定額 ( 額 )	正 当 と す る 額	
消 費 税 の 税 額 の 計 算	課 税 費 標 準 額 ①	000円	000円	
	消 費 税 額 ②			
	控 除 過 大 調 整 税 額 ③			
	控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④		
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤		
		貸 倒 れ に 係 る 税 額 ⑥		
		控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥) ⑦		
	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③) ⑧			
	差 引 税 額 (②+③-⑦) ⑨	00	00	
	中 間 納 付 税 額 ⑩	00	00	
	納 付 税 額 (⑨-⑩) ⑪	00	00	
	中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑨) ⑫	00	00	
	地 方 消 費 税 の 税 額 の 計 算	地方消費税の課税標準となる消費税額	控 除 不 足 還 付 税 額 ⑬	
	差 引 税 額 ⑭	00	00	
	譲 渡 還 付 額 ⑮			
	割 額 納 税 額 ⑯	00	00	
	中 間 納 付 譲 渡 割 額 ⑰	00	00	
	納 付 譲 渡 割 額 (⑰-⑯) ⑱	00	00	
	中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額 (⑰-⑯) ⑲	00	00	

還付される税金の受取場所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出 票 所 協 同 農 協 本 所・支 所 _____ 預金 口座番号 _____	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____
	ハ 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____	

添付書類	税 理 士 署 名
------	-----------

※税務署処理欄	通信日付印	年 月 日 確認	番号 確認	身元 確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	備考
---------	-------	----------	-------	--	----



改 正 後

第28-(11)号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	〒 電話 ( ) - (フリガナ) 法人名 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名		
国税通則法第23条 消費税法第56条 及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき 自令和 年 月 日 課税期間の 令和 年 月 日付 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の請求をします。				
記				
消費税の税額の計算	区 分		更正の請求金額	
	課 税 標 準 額	①	0.00円	
	消 費 税 額	②		
	控 除 過 大 調 整 税 額	③		
	控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	④	
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤	
		貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥	
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦		
	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧		
	差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨	0.0	
	中 間 納 付 税 額	⑩	0.0	
	納 付 税 額 (⑨-⑩)	⑪	0.0	
	中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑨)	⑫	0.0	
この請求前の既確定税額	⑬			
地方消費税の税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑭	0.0	
	控除不足還付税額	⑮		
	差 引 税 額	⑯		
	還 付 税 額	⑰		
	納 付 税 額	⑱	0.0	
	中 間 納 付 議 渡 割 額	⑲	0.0	
	納 付 議 渡 割 額 (⑱-⑲)	⑳	0.0	
	中 間 納 付 還 付 議 渡 割 額 (⑲-⑱)	㉑	0.0	
この請求前の既確定税額	㉒			

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	令和 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	令和 年 月 日	

還付される税金の受取場所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金・口座番号 _____	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____
	ハ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 郵便局名等 _____	

税理士署名 \_\_\_\_\_

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号 確認	整理 簿	備考	通信 日付印	年 月 日	確認
-------------	----	---------	----------	----------	---------	----	-----------	-------	----

改 正 前

第28-(11)号様式

消費税及び地方消費税の更正の請求書

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	〒 電話 ( ) - (フリガナ) 法人名 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名		
国税通則法第23条 消費税法第56条 及び地方税法附則第9条の4の規定に基づき 自平成 年 月 日 課税期間の 平成 年 月 日付 申告・更正・決定に係る課税標準等又は税額等について下記のとおり更正の請求をします。				
記				
消費税の税額の計算	区 分		この請求前の金額	
	課 税 標 準 額	①	0.00円	
	消 費 税 額	②		
	控 除 過 大 調 整 税 額	③		
	控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	④	
		返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	⑤	
		貸 倒 れ に 係 る 税 額	⑥	
	控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	⑦		
	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)	⑧		
	差 引 税 額 (②+③-⑦)	⑨	0.0	
	中 間 納 付 税 額	⑩	0.0	
	納 付 税 額 (⑨-⑩)	⑪	0.0	
	中 間 納 付 還 付 税 額 (⑩-⑨)	⑫	0.0	
この請求前の既確定税額	⑬			
地方消費税の税額の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑭	0.0	
	控除不足還付税額	⑮		
	差 引 税 額	⑯		
	還 付 税 額	⑰	0.0	
	納 付 税 額	⑱	0.0	
	中 間 納 付 議 渡 割 額	⑲	0.0	
	納 付 議 渡 割 額 (⑱-⑲)	⑳	0.0	
	中 間 納 付 還 付 議 渡 割 額 (⑲-⑱)	㉑	0.0	

(更正の請求をする理由等)

修正申告書提出年月日	平成 年 月 日	添付書類
更正決定通知書受理年月日	令和 年 月 日	

還付される税金の受取場所	イ 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金・口座番号 _____	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____
	ハ 郵便局等の窓口受取りを希望する場合 郵便局名等 _____	

税理士署名 \_\_\_\_\_

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号 確認	整理 簿	備考	通信 日付印	年 月 日	確認
-------------	----	---------	----------	----------	---------	----	-----------	-------	----

改 正 後

第28-112号様式

税務署受付印

e-Taxによる申告の特例に係る届出書  
(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用)

※整理番号  
※連結グループ整理番号

令和 年 月 日  税務署長殿	納 税 地	〒 電話( ) -
	(フリガナ)	
	名 称	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	〒 電話( ) -	

法人税法第75条の4第1項  
 地方税法第19条の3第1項  
 消費税法第46条の2第1項

に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe-Taxによる申告を行う必要  
があるので届け出ます。

適用開始事業年度等 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

該 当 条 項	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の4第2項第 号 <input type="checkbox"/> 地方税法第19条の3第2項第 号 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第2項第 号	資本金又は出資金の額 円
		設立年月日等 令和 年 月 日

参 考 事 項

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿	通 信 印 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	--------	--------	------------------	-------	--------

改 正 前

第28-112号様式

税務署受付印

e-Taxによる申告の特例に係る届出書  
(法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税用)

※整理番号  
※連結グループ整理番号

令和 年 月 日  税務署長殿	納 税 地	〒 電話( ) -
	(フリガナ)	
	名 称	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	〒 電話( ) -	

法人税法第75条の3第1項  
 法人税法第81条の24の2第1項  
 地方税法第19条の2第1項  
 消費税法第46条の2第1項

に規定する特定法人に該当し、納税申告書についてe-Taxによる申告を行う必要  
があるので届け出ます。

適用開始事業年度等 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

該 当 条 項	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の3第2項第 号 <input type="checkbox"/> 法人税法第81条の24の2第2項第 号 <input type="checkbox"/> 地方税法第19条の2第2項第 号 <input type="checkbox"/> 消費税法第46条の2第2項第 号	資本金又は出資金の額 円
		設立年月日等 令和 年 月 日

参 考 事 項

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿	通 信 印 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	--------	--------	------------------	-------	--------

改 正 後

第28-03号様式

特例受付欄

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書  
e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書  
(法人税・消費税用)

※整理番号  
※通達/ループ整理番号

令和 年 月 日  税務署長殿	納 税 地	〒 電話( ) -
	(フリガナ)	
	名 称	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	〒 電話( ) -	

法人税法第75条の5第1項  
 消費税法第46条の3第1項

に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である

場合の特例を申請します。

申 請 内 容	特例の適用を受けることが 必要となった理由	
	特例の指定を受け ようとする期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	電気通信回線の故障、災害 その他の理由によりe-Tax を使用することが困難 である事情が生じた日	令和 年 月 日

添付書類  電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかに  
する書類

法人税法第75条の5第8項  
 消費税法第46条の3第8項

の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめます

ので届け出ます。

届 出 内 容	特例の承認を受けた日又は その承認があったものと みなされた日	令和 年 月 日
	特例の適用を受けることを やめようとする理由	

その他の参考事項

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	法 規 類	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿	通 信 研 究	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-----	-----	---------	-------	-----

改 正 前

第28-03号様式

特例受付欄

e-Taxによる申告が困難である場合の特例の申請書  
e-Taxによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書  
(法人税・消費税用)

※整理番号  
※通達/ループ整理番号

令和 年 月 日  税務署長殿	納 税 地	〒 電話( ) -
	(フリガナ)	
	名 称	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
	代 表 者 氏 名	
代 表 者 住 所	〒 電話( ) -	

法人税法第75条の4第1項  
 法人税法第81条の24の3第1項  
 消費税法第46条の3第1項

に規定する場合に該当することとなったので、e-Taxによる申告が困難である

場合の特例を申請します。

申 請 内 容	特例の適用を受けることが 必要となった理由	
	特例の指定を受け ようとする期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	電気通信回線の故障、災害 その他の理由によりe-Tax を使用することが困難 である事情が生じた日	令和 年 月 日

添付書類  電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であることを明らかに  
する書類

法人税法第75条の4第8項  
 法人税法第81条の24の3第2項  
 消費税法第46条の3第8項

の規定により、e-Taxによる申告が困難である場合の特例の適用をやめます

ので届け出ます。

届 出 内 容	特例の承認を受けた日又は その承認があったものと みなされた日	令和 年 月 日
	特例の適用を受けることを やめようとする理由	

その他の参考事項

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄	部 門	法 規 類	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿	通 信 研 究	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-----	-----	---------	-------	-----

改正後

第28-(14)号様式

消費税申告期限延長届出書

収受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ)				
		届納税地	(〒 - )			
		(フリガナ)				
		名称及び 代表者氏名				
_____ 税務署長殿	法人番号					
下記のとおり、消費税法第45条の2 第1項に規定する消費税申告書の提出期限の特例の適用を受けたいので、届出します。						
事業年度	自 月 日 至 月 日					
適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
適用要件等の確認	法人税法第75条の2に規定する申請書の提出有無		有 ・ 無			
	国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例の適用を受けていない		<input type="checkbox"/> はい			
参考事項						
税理士署名	(電話番号 - - )					

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号 確認	通 信 日 付 印 確 年 月 日 認
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改正前

第28-(14)号様式

消費税申告期限延長届出書

収受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ)				
		届納税地	(〒 - )			
		(フリガナ)				
		名称及び 代表者氏名				
_____ 税務署長殿	法人番号					
下記のとおり、消費税法第45条の2 <u>第1項</u> <u>第2項</u> に規定する消費税申告書の提出期限の特例の適用を受けたいので、届出します。						
提出法人の区分	<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人	事業年度又は 連結事業年度	自 月 日 至 月 日			
適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日					
適用要件等の確認	法人税法第75条の2に規定する申請書の提出有無		有 ・ 無			
	国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例の適用を受けていない		<input type="checkbox"/> はい			
参考事項						
税理士署名	(電話番号 - - )					

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		番号 確認	通 信 日 付 印 確 年 月 日 認
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 後

第28-(15)号様式

消費税申告期限延長不適用届出書

(虚線枠内) 収受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ)				
		納 税 地	(〒 - - )  (電話番号 - - )			
		(フリガナ)				
		名 称 及 び 代 表 者 氏 名				
税務署長殿	法 人 番 号					

下記のとおり、消費税申告書の提出期限の特例の適用をやめたいので、消費税法第45条の2第2項の規定により届出します。

申告期限延長の適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事業年度	自 月 日 至 月 日
申告期限延長の適用をやめようとする課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事業を廃止した場合の廃止した日	令和 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 - - )

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号	番号 確認	通 信 日 付 印	確 認
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

改 正 前

第28-(15)号様式

消費税申告期限延長不適用届出書

(虚線枠内) 収受印

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ)				
		納 税 地	(〒 - - )  (電話番号 - - )			
		(フリガナ)				
		名 称 及 び 代 表 者 氏 名				
税務署長殿	法 人 番 号					

下記のとおり、消費税申告書の提出期限の特例の適用をやめたいので、消費税法第45条の2第3項の規定により届出します。

申告期限延長の適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事業年度又は連結事業年度	自 月 日 至 月 日
申告期限延長の適用をやめようとする課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
事業を廃止した場合の廃止した日	令和 年 月 日
参 考 事 項	
税 理 士 署 名	(電話番号 - - )

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号	番号 確認	通 信 日 付 印	確 認
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

## 「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の取扱通達の全部改正について」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(郵便物に係る保全担保)</p> <p>7-2 法第7条第7項&lt;郵便物の内国消費税の納付等&gt;の規定による内国消費税の保全担保は、関税法第77条第7項&lt;郵便物の関税の納付等&gt;の規定により関税の保全担保を提供させるときには、必ず提供させるものとする。</p>	<p>(郵便物に係る保全担保)</p> <p>7-2 法第7条第5項&lt;郵便物の内国消費税の納付等&gt;の規定による内国消費税の保全担保は、関税法第77条第7項&lt;郵便物の関税の納付等&gt;の規定により関税の保全担保を提供させるときには、必ず提供させるものとする。</p>

「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（法令解釈通達）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前																																																																	
別紙第1号様式 (表面)	別紙第1号様式 (表面)																																																																	
<b>外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書</b>	<b>外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書</b>																																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">令和 年 月 日</td> <td style="width:15%;">(フリガナ)</td> <td style="width:70%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align:center; vertical-align: middle;">申 請 者</td> <td style="text-align:center;">納 税 地</td> <td>(〒 - - )  (電話番号 - - )</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(フリガナ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">名 称 ( 屋 号 )</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">下記のとおり、外国公館等に対して消費税を免除して課税資産の譲渡等を行うことについて租税特別措置法施行令第45条の4第1項に規定する指定を受けたいので申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="text-align:center; vertical-align: middle;">指 定 を 受 け る 店 舗 等 所 在 地  ( 事 業 所 )</td> <td style="text-align:center;">業 種 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">アルファベット表示 (英文又はローマ字)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(フリガナ)</td> <td>(〒 - - )  (電話番号 - - )</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">責任者役職名 及 び 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">主たる取扱物品 又は役務の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">連絡先・担当者 ( 所 属 課 等 )</td> <td></td> <td>(電話番号 - - )</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">注意 1. 免税事業者については、この申請をすることはできません。 2. 複数の店舗について指定を受けようとするときは、適宜の用紙に上記の内容を店舗ごとに記載してください。 3. 裏面の記載要領に留意の上、記載してください。</p>	令和 年 月 日	(フリガナ)		申 請 者	納 税 地	(〒 - - )  (電話番号 - - )	(フリガナ)		名 称 ( 屋 号 )		氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名		指 定 を 受 け る 店 舗 等 所 在 地  ( 事 業 所 )	業 種 名		名 称		アルファベット表示 (英文又はローマ字)		(フリガナ)	(〒 - - )  (電話番号 - - )	責任者役職名 及 び 氏 名		主たる取扱物品 又は役務の内容		連絡先・担当者 ( 所 属 課 等 )		(電話番号 - - )	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">令和 年 月 日</td> <td style="width:15%;">(フリガナ)</td> <td style="width:70%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align:center; vertical-align: middle;">申 請 者</td> <td style="text-align:center;">納 税 地</td> <td>(電話番号 - - )</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(フリガナ)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">住 所 又 は 居 所 (法人の場合)</td> <td>(〒 - - )</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">本 店 又 は 主たる事務所の所在地</td> <td>(電話番号 - - )</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(フリガナ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">名 称 ( 屋 号 )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">下記のとおり、外国公館等に対して消費税を免除して課税資産の譲渡等を行うことについて租税特別措置法施行令第45条の4第1項に規定する指定を受けたいので申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="text-align:center; vertical-align: middle;">指 定 を 受 け る 店 舗 等 所 在 地  ( 事 業 所 )</td> <td style="text-align:center;">業 種 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">アルファベット表示 (英文又はローマ字)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">(フリガナ)</td> <td>(〒 - - )  (電話番号 - - )</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">責任者役職名 及 び 氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">主たる取扱物品 又は役務の内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">連絡先・担当者 ( 所 属 課 等 )</td> <td></td> <td>(電話番号 - - )</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">注意 1. 免税事業者については、この申請をすることはできません。 2. 複数の店舗について指定を受けようとするときは、適宜の用紙に上記の内容を店舗ごとに記載してください。 3. 裏面の記載要領に留意の上、記載してください。</p>	令和 年 月 日	(フリガナ)		申 請 者	納 税 地	(電話番号 - - )	(フリガナ)		住 所 又 は 居 所 (法人の場合)	(〒 - - )	本 店 又 は 主たる事務所の所在地	(電話番号 - - )	(フリガナ)			名 称 ( 屋 号 )			氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名			指 定 を 受 け る 店 舗 等 所 在 地  ( 事 業 所 )	業 種 名		名 称		アルファベット表示 (英文又はローマ字)		(フリガナ)	(〒 - - )  (電話番号 - - )	責任者役職名 及 び 氏 名		主たる取扱物品 又は役務の内容		連絡先・担当者 ( 所 属 課 等 )		(電話番号 - - )
令和 年 月 日	(フリガナ)																																																																	
申 請 者	納 税 地	(〒 - - )  (電話番号 - - )																																																																
	(フリガナ)																																																																	
	名 称 ( 屋 号 )																																																																	
	氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名																																																																	
指 定 を 受 け る 店 舗 等 所 在 地  ( 事 業 所 )	業 種 名																																																																	
	名 称																																																																	
	アルファベット表示 (英文又はローマ字)																																																																	
	(フリガナ)	(〒 - - )  (電話番号 - - )																																																																
	責任者役職名 及 び 氏 名																																																																	
主たる取扱物品 又は役務の内容																																																																		
連絡先・担当者 ( 所 属 課 等 )		(電話番号 - - )																																																																
令和 年 月 日	(フリガナ)																																																																	
申 請 者	納 税 地	(電話番号 - - )																																																																
	(フリガナ)																																																																	
	住 所 又 は 居 所 (法人の場合)	(〒 - - )																																																																
	本 店 又 は 主たる事務所の所在地	(電話番号 - - )																																																																
(フリガナ)																																																																		
名 称 ( 屋 号 )																																																																		
氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名																																																																		
指 定 を 受 け る 店 舗 等 所 在 地  ( 事 業 所 )	業 種 名																																																																	
	名 称																																																																	
	アルファベット表示 (英文又はローマ字)																																																																	
	(フリガナ)	(〒 - - )  (電話番号 - - )																																																																
	責任者役職名 及 び 氏 名																																																																	
主たる取扱物品 又は役務の内容																																																																		
連絡先・担当者 ( 所 属 課 等 )		(電話番号 - - )																																																																

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p style="text-align: center;">外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書の記載要領</p> <p>1 提出すべき場合 この申請書は、租税特別措置法施行令第45条の4第1項《外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税方法等》の規定により外国公館等に対して消費税を免除して課税資産の譲渡等を行うため、国税庁長官の指定を受けようとする事業者が提出します。 なお、この申請書は、指定を受けようとする店舗別に作成し、外務省（外務省大臣官房儀典外国公館室）に送付して（又は税務署を通じて外務省に）提出してください。同省を通じて申請が行われます。 (注) 消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税の納税義務が免除される事業者は、当該申請をすることはできません。</p> <p>2 記載要領</p> <p>(1) 申請者の欄</p> <p>① 「納税地」欄には、消費税の納税地を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人事業者の場合の原則…国内の住所又は居所 特例…所得税法第16条第1項又は第2項《納税地の特例》により居所地又は事業場等の所在地を納税地とする特例を受けている場合には、その居所地又は事業場等の所在地</li> <li>○ 法人の場合の原則…その本店又は主たる事務所の所在地 特例…上記以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に法人税の申告をしている法人は、その事業所等の所在地</li> <li>○ 納税地の指定を受けている場合には、その納税地</li> </ul> <p>② 「名称（屋号）」欄には、法人の名称又は個人事業者の屋号を記載します。</p> <p>③ 「氏名〔（法人の場合）代表者氏名〕」欄には、個人事業者の場合にはその氏名を、法人の場合には代表者の役職名（代表取締役、理事長等）及び氏名を記載します。</p> <p>(2) 指定を受けたい店舗（事業所）の欄</p> <p>① 「業種名」欄には、次の区分に応じ、その指定を受けたい店舗（事業所）において営む事業の種類を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 公共サービス…電気、ガス、電話、水道、下水道の区分</li> <li>ロ 物品サービス…航空運送、ハイヤー、運送、小売、広告、報道、新聞、出版、百貨店・スーパー、病院、ホテル・レストラン、不動産、ガソリンスタンド、自動車販売・整備、その他の区分</li> </ul> <p>② 「名称」欄には、当該店舗等の名称を記載します。 「アルファベット表示」欄には、店舗等の名称の英文表示がある場合には当該英文を、英文表示がない場合にはローマ字での表示を記載します。</p> <p>③ 「店舗等所在地」欄には、店舗等の所在地を記載します。</p> <p>④ 「責任者役職名及び氏名」欄には、当該店舗における責任者の役職名（支店長、営業所長、店長等）及び氏名を記載します。</p> <p>⑤ 「主たる取扱物品又は役務の内容」欄には、例えば、通信サービス、事務機器販売、自動車の販売、ガソリンスタンド、飲食の提供（レストラン）等外国公館等に対して行う販売物品の種類又は役務の内容を記載してください。</p> <p>⑥ 「連絡先・担当者（所属課等）」欄には、この申請を行う上で連絡先・担当者がある場合には、その所属課等を含めて記載してください。</p>	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p style="text-align: center;">外国公館等に対する消費税免除指定店舗申請書の記載要領</p> <p>1 提出すべき場合 この申請書は、租税特別措置法施行令第45条の4第1項《外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る免税方法等》の規定により外国公館等に対して消費税を免除して課税資産の譲渡等を行うため、国税庁長官の指定を受けようとする事業者が提出します。 なお、この申請書は、指定を受けようとする店舗別に作成し、外務省（外務省大臣官房儀典官室）に送付して（又は税務署を通じて外務省に）提出してください。同省を通じて申請が行われます。 (注) 消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項《小規模事業者に係る納税義務の免除》の規定により消費税の納税義務が免除される事業者は、当該申請をすることはできません。</p> <p>2 記載要領</p> <p>(1) 申請者の欄</p> <p>① 「納税地」欄には、消費税の納税地を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人事業者の場合の原則…国内の住所又は居所 特例…所得税法第16条第1項又は第2項《納税地の特例》により居所地又は事業場等の所在地を納税地とする特例を受けている場合には、その居所地又は事業場等の所在地</li> <li>○ 法人の場合の原則…その本店又は主たる事務所の所在地 特例…上記以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に法人税の申告をしている法人は、その事業所等の所在地</li> <li>○ 納税地の指定を受けている場合には、その納税地</li> </ul> <p>② 「住所又は居所〔（法人の場合）本店又は主たる事務所の所在地〕」欄には、個人事業者の場合にはその住所又は居所を、法人の場合には登記上の本店又は主たる事務所の所在地を記載します。</p> <p>③ 「名称（屋号）」欄には、法人の名称又は個人事業者の屋号を記載します。</p> <p>④ 「氏名〔（法人の場合）代表者氏名〕」欄には、個人事業者の場合にはその氏名を、法人の場合には代表者の役職名（代表取締役、理事長等）及び氏名を記載します。</p> <p>(2) 指定を受けたい店舗（事業所）の欄</p> <p>① 「業種名」欄には、次の区分に応じ、その指定を受けたい店舗（事業所）において営む事業の種類を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 公共サービス…電気、ガス、電話、水道、下水道の区分</li> <li>ロ 物品サービス…航空運送、ハイヤー、運送、小売、広告、報道、新聞、出版、百貨店・スーパー、病院、ホテル・レストラン、不動産、ガソリンスタンド、自動車販売・整備、その他の区分</li> </ul> <p>② 「名称」欄には、当該店舗等の名称を記載します。 「アルファベット表示」欄には、店舗等の名称の英文表示がある場合には当該英文を、英文表示がない場合にはローマ字での表示を記載します。</p> <p>③ 「店舗等所在地」欄には、店舗等の所在地を記載します。</p> <p>④ 「責任者役職名及び氏名」欄には、当該店舗における責任者の役職名（支店長、営業所長、店長等）及び氏名を記載します。</p> <p>⑤ 「主たる取扱物品又は役務の内容」欄には、例えば、通信サービス、事務機器販売、自動車の販売、ガソリンスタンド、飲食の提供（レストラン）等外国公館等に対して行う販売物品の種類又は役務の内容を記載してください。</p> <p>⑥ 「連絡先・担当者（所属課等）」欄には、この申請を行う上で連絡先・担当者がある場合には、その所属課等を含めて記載してください。</p>



改正後

別紙第3号様式

Certificate of Tax Exemption Purchase for Foreign Establishments 外国公館等用免税購入表
Gasoline to be Exempted from Consumption Tax 消費税免税揮発油

Date of Purchase 購入年月日	Year 年	Month 月	Day 日
Certificate Number 証明書番号			

Quantity 数 量	Total Price 総 額

Seller etc.  
販売業者等

Address 住 所
Name of Seller etc. 事業者名

Purchaser  
購入者

Name of Mission 公館名称
Name of Purchaser (in case of purchase by mission, the name of officer in charge) 購入者氏名 Signature (署名)

(外務省大臣官房儀典外国公館室発行)

注意1. 本購入表は、揮発油税法基本通達第91条に基づき登録車の燃料用に供する揮発油を、製造場から直接購入する場合の揮発油税の免税手続を採った外交官等及び外国公館等が製造場から揮発油を直接購入する場合に消費税を免除するために使用する。  
2. 公館が購入する場合には、購入者氏名の欄に責任者氏名を記入する。  
〔本購入表は7年間保存〕

改正前

別紙第3号様式

Certificate of Tax Exemption Purchase for Foreign Establishments 外国公館等用免税購入表
Gasoline to be Exempted from Consumption Tax 消費税免税揮発油

Date of Purchase 購入年月日	Year 年	Month 月	Day 日
Certificate Number 証明書番号			

Quantity 数 量	Total Price 総 額

Seller etc.  
販売業者等

Address 住 所
Name of Seller etc. 事業者名

Purchaser  
購入者

Name of Mission 公館名称
Name of Purchaser (in case of purchase by mission, the name of officer in charge) 購入者氏名 Signature (署名)

(外務省大臣官房儀典官室発行)

注意1. 本購入表は、揮発油税法基本通達第91条に基づき登録車の燃料用に供する揮発油を、製造場から直接購入する場合の揮発油税の免税手続を採った外交官等及び外国公館等が製造場から揮発油を直接購入する場合に消費税を免除するために使用する。  
2. 公館が購入する場合には、購入者氏名の欄に責任者氏名を記入する。  
〔本購入表は7年間保存〕

改正後

別紙第9号様式

(1) 物品・サービスすべての免税のケース

(表)

免税カード(※注1) 第— —号	
年 月 日まで有効	
( 公 館 名 )	<input type="radio"/> 物品
( 官 職 名 )	<input type="radio"/> サービス
( 氏 名 )	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; margin: 0 auto;">写 真</div>
年 月 日 外務省発行	<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin: 0 auto;">省印</div>

※注1 外交官、領事館、事務技術職員、国際機関職員、大使館、  
総領事館、領事館、国際機関の区別を記入する。

※注2 規格等 材質：プラスチック、色：浅葱色

(裏)

〔備考〕 ○揮発油、四輪自動車、二輪自動車（原付自転車を含む。）、 電気、ガス、電話、水道を除く。 ○帰国の際には本カードを必ず返却のこと。	
[ ○本カードを拾得した方は外務省儀典外国公館室 （東京都千代田区霞が関2-2-1）へ連絡願います。 ]	
所持人署名 Signature of the bearer	<div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>

改正前

別紙第9号様式

(1) 物品・サービスすべての免税のケース

(表)

免税カード(※注1) 第— —号	
年 月 日まで有効	
( 公 館 名 )	<input type="radio"/> 物品
( 官 職 名 )	<input type="radio"/> サービス
( 氏 名 )	<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; margin: 0 auto;">写 真</div>
年 月 日 外務省発行	<div style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; margin: 0 auto;">省印</div>

※注1 外交官、領事館、事務技術職員、国際機関職員、大使館、  
総領事館、領事館、国際機関の区別を記入する。

※注2 規格等 材質：プラスチック、色：浅葱色

(裏)

〔備考〕 ○揮発油、四輪自動車、二輪自動車（原付自転車を含む。）、 電気、ガス、電話、水道を除く。 ○帰国の際には本カードを必ず返却のこと。	
[ ○本カードを拾得した方は外務省儀典官室 （東京都千代田区霞が関2-2-1）へ連絡願います。 ]	
所持人署名 Signature of the bearer	<div style="border: 1px solid black; height: 40px;"></div>